

相談

◆自死遺族相談

【日時】9月10日(木)、午前10時30分～正午・午後1時～2時30分・午後2時30分～4時(各回1組)

【場所】精神保健支援室 〔☎〕家族等を自死で亡くされた遺族の相談支援。「自死遺族分かち合い・支えあいの会」へおつなぎします。1人でつらい気持ちを抱えずにご相談ください。〔☎〕市内在住・在勤の自死で家族等を亡くされた遺族 〔☎〕電話で左記へ

【電話】精神保健支援室(第三庁舎1階) ☎963-9214

◆全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

【日時】8月28日(金)～9月3日(木)、午前8時30分～午後7時(8月29日・30日は、午前10時～午後5時)

【相談担当者】 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ど

◆応急手当講習会

【日時】8月19日(水)、午前9時～10時30分

【場所】①救命入門：8月19日(水)、午前9時～10時30分 ②普通救命

消防

◆危険物取扱者保安講習

【日時】10月16日(金)・27日(火)：さいたま市民会館うらわ(さいたま市浦和区仲町2の10の22)

【場所】10月20日(火)：三郷市文化会館(三郷市早稲田5の4の1)

【日時】11月11日(水)：春日部市民文化会館(春日部市柏壁東2の8の61) 11月18日(水)：さいたま市文化センター(さいたま市南区根岸1の7の1)。いずれも午後1時～4時10分(受け付けは0時30分から) 〔☎〕方ソリン

子育て

◆令和2年度(2020年度)の市立小・中学校の長期休業日が変わります

市立小・中学校の夏季休業日は8月1日(土)～23日(日)に、冬季休業日は12月26日(土)～令和3年(2021年)1月4日(月)になります。

〔☎〕学務課 ☎963-9291

◆全国一斉 司法書士による継続支援のための「養育費相談会」

【日時】9月12日(土)、午前10時～午後4時

【相談内容】 養育費の支払いがない、取り決めの方法や内容を知りたい、強制執行したいなど。秘密は厳守します

【費用】 無料

〔☎〕埼玉青年司法書士協議会・大室 ☎049-2203-0355

新しい保育施設ができます

令和3年(2021年)4月から、下記の保育施設が新設されます。

○(仮称)認定こども園まどか幼稚園
「まどか幼稚園」と「まどか保育園」が1つの施設「認定こども園まどか幼稚園」(対象：0歳～5歳児)になる予定です。

○(仮称)「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅(叡明高校そば)

私立保育園(対象：1歳～2歳児)が開設予定です。

○大相模保育所

大成町二丁目に移転し、対象が0歳～5歳児になる予定です。

*このほか、地域型保育事業所の公募を行っており、現在審査中です。新しく開設する事業所は、10月下旬までに市ホームページ等でお知らせします

〔☎〕子ども育成課 ☎963-9197

消費生活相談事例

不用品回収を無許可業者に依頼しないようにしましょう

【事例】 粗大ごみや廃家電を処分するときに、インターネットやチラシ、巡回などで無料・格安料金での回収・処分をうたう事業者が依頼したところ、作業後に高額な料金を請求された、高額な見積もり金額を提示されたが断れなかった、解約料が高額だったという相談が寄せられています

【アドバイス】 粗大ごみや廃家電等を処分する際は、処分方法をリサイクルプラザに確認しましょう。そのうえで処分を業者に依頼する場合は、市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可や、市の「一般廃棄物運搬の委託が不要です。不用品回収サービスに関するトラブルは、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない事業者が依頼した場合に多く見られます

や廃家電等を処分する際は、処分方法をリサイクルプラザに確認しましょう。そのうえで処分を業者に依頼する場合は、市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けている事業者にしましょう。契約前に料金、事業者の名称・連絡先、解約料等を確認しましょう。 〔☎〕消費生活センター ☎965-8886

保育施設の見学会を開催します

保育施設の利用を検討している方を対象に、市内の保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業所の見学会を行います。幼稚園・認定こども園(教育部分)・しがや「プラス保育」幼稚園の説明会等は、各施設にお問い合わせください。

【日時】 見学会には、一斉実施日と各園設定実施日があります。▷一斉実施日…9月12日(土)、午前9時～11時30分・午後1時～4時。地域型保育など規模の小さな施設は、午前のみの実施となります。また、一部の施設では行いません。▷各園設定実施日…市ホームページに掲載します

【場所】 認可の保育施設。施設一覧は、市ホームページや冊子「保育施設ガイド」をご覧ください

【申込み】 事前予約が必要です。見学希望者は、直接施設に電話してください

○見学にあたっての注意事項

- ・見学の際はマスクを着用してください。また、できる限りお1人でお越しください
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、見学開始時に氏名等の記入をお願いします
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、見学会以外の見学は対応できない場合があります

〔☎〕子ども育成課(第二庁舎2階) ☎963-9167

特別支援保育(軽い障がいや発達に遅れ等があるお子さんの保育所入所)について

心身の障がいや発達に遅れ等があるために、集団生活の中で特別な支援が必要な0歳～5歳のお子さんの保育を市の保育所等で行っています。

〔☎〕9月2日(水)～9日(水) (土曜・日曜を除く。午前8時30分～午後5時15分) 〔☎〕就労等により保育が必要な家庭の0歳～5歳のお子さん *入所手続きには、別途入所申込書の提出が必要です 〔☎〕子ども育成課 ☎963-9167

ひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯へ、臨時特別給付金を支給します。

【対象】 次の①～③のいずれかに該当する方。①令和2年(2020年)6月の児童扶養手当を受給している ②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給

【支給額】 基本給付：1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円。追加給付：上記の①・②のいずれかに該当し、収入が大きく減少したと申し出があった世帯1世帯につき5万円

【申請方法等】 対象①に該当する世帯への基本給付分は申請が不要です。そのほかの給付に該当する場合は申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください

【支給時期】 対象①に該当する世帯への基本給付：8月中旬に支給する予定。▽そのほかの給付：9月以降順次支給する予定

〔☎〕子育て支援課 ☎963-9166